令和2年6月1日 午前10時開会 議場

1. 議事日程(第1日目)

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 行政報告
- 日程第 5 承認第 2号 専決処分の報告及びその承認を求めることについて【上天草市税 条例等の一部を改正する条例の制定について】
- 日程第 6 承認第 3号 専決処分の報告及びその承認を求めることについて【上天草市 国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について】
- 日程第 7 承認第 4号 専決処分の報告及びその承認を求めることについて【上天草市 介護保険条例の一部を改正する条例の制定について】
- 日程第 8 承認第 5号 専決処分の報告及びその承認を求めることについて【令和2年 度上天草市一般会計補正予算(第1号)】
- 日程第 9 承認第 6号 専決処分の報告及びその承認を求めることについて【令和2年 度上天草市一般会計補正予算(第2号)】
- 日程第10 承認第 7号 専決処分の報告及び承認を求めることについて【調定に代わる 決定について】
- 日程第11 議案第36号 上天草市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関 する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第12 議案第37号 上天草市阿村開発センター条例を廃止する条例の制定について
- 日程第13 議案第38号 上天草市税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第14 議案第39号 上天草市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準 を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第15 議案第40号 上天草市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定につい て
- 日程第16 議案第41号 上天草市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の 制定について
- 日程第17 議案第42号 上天草市就学指導委員会設置条例の一部を改正する条例の制定に ついて
- 日程第18 議案第43号 令和2年度上天草市一般会計補正予算(第3号)
- 日程第19 議案第44号 令和2年度上天草市国民健康保険特別会計(事業勘定)補正予

算(第1号)

- 日程第20 議案第45号 令和2年度上天草市診療所特別会計補正予算(第1号)
- 日程第21 議案第46号 令和2年度上天草市水道事業会計補正予算(第1号)
- 日程第22 議案第47号 令和2年度上天草市立上天草総合病院事業会計補正予算(第1 号)
- 日程第23 議案第48号 和解及び損害賠償額の決定について
- 日程第24 議案第49号 令和2年度上天草市一般会計補正予算(第4号)
- 日程第25 同意第13号 上天草市教育長の任命につき同意を求めることについて
- 日程第26 同意第14号 上天草市教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第27 同意第15号 上天草市職員懲戒審査委員会委員の選任につき同意を求めること について
- 日程第27 同意第15号 上天草市職員懲戒審査委員会委員の選任につき同意を求めること について
- 日程第28 同意第16号 上天草市職員懲戒審査委員会委員の選任につき同意を求めること について
- 日程第29 同意第17号 上天草市職員懲戒審査委員会委員の選任につき同意を求めること について
- 日程第30 同意第18号 上天草市職員懲戒審査委員会委員の選任につき同意を求めること について
- 日程第31 同意第19号 上天草市職員懲戒審査委員会委員の選任につき同意を求めること について
- 日程第32 諮問第 1号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第33 諮問第 2号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第34 諮問第 3号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第35 報告第 1号 令和元年度(平成31年度)上天草市一般会計予算繰越明許費 繰越計算書の報告について
- 日程第36 報告第 2号 令和元年度(平成31年度)上天草市国民健康保険特別会計 (事業勘定)予算繰越明許費繰越計算書の報告について
- 日程第37 報告第 3号 令和元年度(平成31年度)上天草市水道事業会計予算繰越計 算書の報告について
- 日程第38 報告第 4号 令和元年度(平成31年度)上天草市下水道事業会計予算繰越 計算書の報告について

2. 本日の出席議員は次のとおりである。(15名)

議長 園田 一博

1番 木下 文宣 2番 何川 誠 3番 嶋元 秀司

4番 田中 辰夫 5番 何川 雅彦 6番 宮下 昌子

7番 髙橋 健 8番 小西 涼司 9番 新宅 靖司

10番 田中 万里 11番 北垣 潮 12番 島田 光久

14番 桑原 千知 15番 西本 輝幸

3. 本日の欠席議員は次のとおりである。(1名)

13番 津留 和子

4. 会議事件説明のため出席した者の職・氏名

 市
 長
 堀江
 隆臣
 副
 市
 長
 村田
 一安

 教
 育
 長
 高倉
 利孝
 総
 務
 部
 長
 宇藤
 竜一

 企
 画
 政策
 部
 長
 大野
 博之

 建
 設
 部
 長
 井手口隆光

 健
 康
 福
 社
 教
 育
 部
 長
 山下
 正

上天草総合病院事務部長 森 千壽 水 道 局 長 山本 一洋

5. 職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局長海崎竜也局長補佐山川康興

主 幹 倉橋 大樹

開会 午前10時00分

○議長(園田 一博君) おはようございます。

出席議員が定足数に達しておりますので、ただいまから令和2年第2回上天草市議会定例会を開会 いたします。ただちに本日の会議を開きます。

日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長(園田 一博君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

日程第 2 会期の決定

○議長(園田 一博君) 日程第2、会期の決定については、議会運営委員会が開催され、会期日程などについて審査されておりますので、議会運営委員長の報告を求めます。
議会運営委員長。

○議会運営委員長(島田 光久君) 令和2年第2回上天草市議会定例会にあたり、5月1日及び 5月25日並びに本日6月1日に委員会を開催し、審査致しましたので、その結果について御 報告申し上げます。

会期日程につきましては、配布致しております定例会日程表のとおり、本日6月1日は開会・提案理由説明、6月9日は議案質疑及び委員会付託となります。

常任委員会は、予算決算常任委員会が6月9日と17日の2日間、その他の常任委員会が6月10日から12日までの3日間開催することとし、一般質問は、15日から17日までの3日間行います。6月22日を最終日として、委員長報告・採決・閉会とすることに決定いたしました。

今期定例会に付議されます議案等は34件、その内訳は、承認6件、条例7件、補正予算6件、その他1件、同意7件、諮問3件、報告4件です。議案等の取り扱いにつきましては、付託委員会及び議事日程等、慎重に審査し、全議案を本会議へ上程することと決定しました。

なお、議案第49号、上天草市一般会計補正予算(第4号)は、急施を要する案件でありますので、本日、先議することとし、委員会付託を省略し、質疑、討論を経て採決することに決定いたしました。

また、人事案件である同意第13号から同意第19号及び諮問第1号から諮問第3号は、委員会への付託を省略し、6月9日の本会議で質疑、討論を経て採決することに決定いたしました。 最後に、閉会中の継続審査及び調査の申し出を行うことを決定しましたことをご報告申し上 げ、委員長報告を終わります。

○議長(園田 一博君) お諮りいたします。ただいまの委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(園田 一博君) ご異議なしと認めます。したがって、本定例会の会期は委員長報告のと おり、本日から6月22日までの22日間と決定しました。

日程第 3 諸般の報告

○議長(園田 一博君) 日程第3、諸般の報告を行います。

令和2年第1回定例会以降の報告事項は、お手元に配布のとおりです。資料等については、必要な方は議会事務局で閲覧願います。これで諸般の報告を終わります。

日程第 4 行政報告

○議長(園田 一博君) 日程第4、行政報告。

市長及び教育長から、行政報告の申し出がありました。これを許します。 市長。

〇市長(堀江 隆臣君) おはようございます。

令和2年第2回市議会定例会の開催にあたり、初めに、職員の不祥事についてご報告とお詫びを申し上げます。

去る3月19日付で職員の懲戒処分等を行いました。

まず、樋島老人福祉センター空調整備改修工事に係る不適切な事務処理事案でございます。不 適正な事務処理を行った当時の課長に、減給10分の1を1か月、課長補佐、係長及び参事に戒 告の懲戒処分を発令し、その他関係した職員に対し、文書訓告を行いました。

次に、公用車を車検切れ状態で使用した事案でございます。2つの課において車検切れの状態で公用車の使用があった主管部長、公用車の管理責任者である課長2名及び車検切れの状態と知りながら当該公用車を使用した主事に対し、戒告の懲戒処分を発令し、その他関係した職員に対し、文書または口頭による訓告を行いました。

また、会計年度任用職員の令和2年度4月分の報酬について、不適正な事務処理により定められた支払日に支給できなかった事案が発生をいたしました。本件につきまして、今後、経緯や責任の軽重など慎重に調査をしたうえで、関係規定に基づき処分することとしております。このように法令違反の事案が複数発生したことは、市民の皆様の行政に対する信頼を損なうことであり、市の最高責任者として責任を痛感しているところです。

あらためまして、市民の皆様、市議会議員の皆様に対し、深くお詫び申し上げます。 次に、3月定例会以降の行政の主な取り組みについて、その概要を報告いたします。 初めに、総務部門でございます。

新型コロナウイルス感染症にかかる経過等につきましては、さらなる対策の強化を図るため、4月27日付で総務部内に新型コロナウイルス感染症対策課を設置をし、対策本部の運営及び各部局の総合調整等に取り組んでいます。市役所内における感染予防対策につきましては、庁舎内での3つの密を避けるため、4月27日から5月31日まで職員の在宅勤務を実施し、大型連休期間中は、新型コロナウイルス感染症に関する電話対応や、上天草警察署と連携した漁港・港湾施設周辺の巡回パトロールを実施いたしました。

また、長引く外出自粛要請により、市民生活や市内経済への影響が懸念されたことから、市では、4月16日に観光協会、商工会、飲食店組合等6団体の代表者と意見交換を行い、市内産

業の厳しい現状を改めて認識をいたしました。

この状況を踏まえ、市としては、雇用の維持と事業の継続を支えるため、市議会の御理解と御協力をいただき、4月23日と5月15日に経済対策等に関する補正予算の専決処分をさせていただき、市内産業界への支援を開始いたしました。この補正予算の中でも、特に市民の関心の高い1人当たり10万円支給される特別定額給付金については、4月30日に児童扶養手当受給世帯から先行して申請書を発送のうえ、5月18日から給付を開始し、5月29日時点において、給付対象1万1,512世帯、2万6,434人のうち、1万207世帯から申請があり、そのうち8,820世帯、2万1,027人に給付が完了しているところでございます。

さらには、市内で開催を予定しておりました第48回天草パールラインマラソン大会を初めとする各種イベントやスポーツ大会等についても、感染拡大を防止するため、中止や延期を決定してまいりました。4月16日に、全国を対象に発出されていた新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言解除後は休館をしておりました観光施設、スポーツ施設、図書館等の感染防止対策の徹底を図ることを前提に、5月19日から再開し、市内の小中学校についても、6月1日から本格的に授業の再開をいたします。

また、4月23日の補正予算専決後、感染予防策の充実を図るため、マスク、消毒液、防護服等を発注しましたが、納品の目途が立たない状況の中、市内外の事業者様から、布マスク、または、サージカルマスク並びに消毒液の寄附を多数いただきました。寄附されたマスク等については、市内の保育園児、妊婦及び小中学校などに配布し、活用をさせていただいているところです。人と人の距離確保や、マスク着用、手洗いを基本とする新しい生活様式の定着が求められるなど、今後も当面は徹底した感染予防と地域経済を回復させるための独自の取り組みを推進してまいります。

続きまして、企画政策部門でございます。

第2期上天草市まち・ひと・しごと創生総合戦略につきましては、議員の皆様にもお諮りし、今年3月に令和2年度から令和6年度までの5年間の戦略を策定いたしました。今後は、事業ごとに設定したKPIの進捗管理により、新型コロナウイルス感染症の終息を見据えつつ、戦略の取り組みは着実に進めてまいります。

地方創生につきましては、地方創生拠点整備交付金を活用して整備した湯島交流施設が今年3月に完成しました。新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するため、開館を延期していたところですが、熊本県の緊急事態宣言が解除されたため、湯島地区住民を対象に、5月20日にプレオープンをしたところです。島外の方の利用については、今後の状況を踏まえ、供用開始してまいります。

また、本年度の地方創生推進交付金を活用した取り組みは、継続事業が2件、新規事業が1件 となっております。これまでの取り組みとあわせ、本市のさらなる活性化につながるよう取り組 んでまいります。

なお、本市の新型コロナウイルス感染症による影響と、国、県の対策を踏まえ、市民生活の安

定及び本市経済の計画的な復興を図るため、議員の皆様にお諮りし、新型コロナウイルス感染症からの復興プランを6月末までに策定してまいります。

宮津地区開発調査検討事業については、観光の目的地として魅力をさらに高めるため、宮津地区将来構想策定業務委託の受託事業者を公募型プロポーザル方式により選定することとしており、今月8日までに契約を締結する予定です。将来構想策定に当たっては、契約締結後、行政、民間等で構成する将来構想検討委員会を設置し、検討委員会の意見を可能な限り反映できるよう取り組んでまいります。

樋合リゾート開発については、開発事業者である株式会社マリーゴールドホールディングスの 現時点での事業計画では、令和4年1月の第1期供用開始を目指し、本年8月に土地造成工事に 着手される予定です。

続きまして、経済振興部門でございます。

昨年、パルクールを活用して制作した観光ブランディングプロモーション動画が、令和2年度 全国広報コンクールの映像部門において、総務大臣賞を受賞しました。今後も、この動画を活用 し、ナナメ上上天草ブランド浸透に取り組んでまいります。

次に、令和元年度天草四郎ミュージアムの入館者数は3万2,733人で、前年比99.8%、56人の減少となりました。前年度からの取り組みに加え、熊本大学との連携による企画展等に取り組みましたが、年度の後半は、新型コロナウイルス感染症の影響による外出自粛により入館者が減少し、特に、3月は前年度同月比で45%の減少となっております。今年度も、年度前半は入館者数が大幅に減少する見込みですが、今後も入館者の増加に向けて取り組んでまいります。ふるさと納税につきましては、令和元年度は、約2万4,000件、約6億9,300万円の寄附をいただき、前年度との比較で1.32倍の増となりました。引き続き、上天草市を応援していただく方を増やす取り組みを進めてまいります。

農林水産物等の上天草特産品のブランド化、販売促進につきましては、上天草さんぱーる株式会社に上天草物産館ステップアップ業務を委託し、ブランド推進協議会に委託した上天草マッチング機会創出業務と連携した取り組みを推進し、都市圏での販売の拡大と物産館の売り上げ増加を図ってまいります。

商工業の振興につきましては、令和元年度に発足させた上天草市小規模事業者支援ネット ワークにおいて、事業者の経営、起業等の相談、支援体制をさらに充実させ、本年度からは、小 規模事業者空き店舗家賃補助制度を開始し、事業者の支援に取り組んでまいります。

海運業の振興につきましては、新卒者を含めた新規就業者が増加をしており、海運組合等と連携した船員確保への取り組みの効果があらわれてきております。

続きまして、市民生活部門でございます。

新型コロナウイルス感染症の影響により、事業等の収入が大幅に減少した場合は、地方税法第 15条の規定により、市民税や固定資産税等の地方税の徴収を1年間猶予することが可能となる ことから、申請を受け付けております。また、固定資産税の減免措置については、要件に該当す る場合は、令和3年度の課税分が減免対象となることから、準備を進めるとともに、市民に周知 してまいります。

続きまして、健康福祉部門でございます。

令和元年10月から、消費税率・地方消費税率が10%に引き上げられたことに伴い、低所得者、子育て世帯の消費に与える影響を緩和するとともに、地域における消費を喚起下支えすることを目的に、上天草市プレミアム付商品券事業を実施しました。本事業の対象者は、低所得者が7,471人、子育て世帯の対象者が513人、合計7,984人で、3,078人に商品券購入控え券を交付し、交付率は38.6%となりました。プレミアム付商品券の販売冊数は、1万1,537冊、販売金額は4,614万8,000円。実際に使用されたプレミアム付商品券は、11万4,896枚、換金額は5,744万8,000円となり、本事業の実施により、地域経済の活性化を図ってまいりました。

本年3月に策定した第2期上天草市子ども・子育て支援事業計画につきましては、五つの目標を設定し、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を提供する体制整備を図り、一人ひとりの子供の健やかな育ちを支援するために推進してまいります。

湯島僻地診療所の医師確保につきましては、熊本県から直接自治医科大卒業医師を派遣していただいておりましたが、令和2年4月1日から、熊本県の助言により、自治医科大卒業医師の派遣先を地域医療の拠点病院である上天草総合病院に一元化し、上天草総合病院から湯島僻地診療所へ勤務医師の派遣を行うことに変更しております。これにより、現在の診療及び勤務体制等に変更はありませんが、上天草総合病院との組織的な連携体制の強化を図り、湯島僻地診療所における診療ニーズの充足及び医師の勤務環境の向上等の課題解決に向けた取り組みを行い、医療体制の充実に努めてまいります。

続きまして、教育部門でございます。

新大矢野図書館等整備事業の進捗状況につきましては、基本設計業務の受託者を公募型プロポーザル方式により選定し、4月7日に業務委託契約を締結しました。また、歴史資料室の運営や展示資料等の基本計画を策定するため、令和2年4月23日に、上天草市歴史資料室基本計画策定委員会を設置し、引き続き、事業の推進に取り組んでまいります。

大矢野総合グラウンド改修工事の進捗状況につきましては、昨年度完了した実施計画をもとに、 工事発注の準備を進めており、9月定例会において、工事請負契約の締結に関する議案を上程す る予定でございます。

以上で、行政報告を終わらせていただきます。

- ○議長(園田 一博君) 続いて、教育長。
- **〇教育長(高倉 利孝君)** 失礼いたします。よろしくお願いします。

現在のコロナ禍における市内小中学校の現状についてご報告いたします。

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、市内小中学校17校は、4月15日から5月31日まで長い臨時休業を終え、本日、6月1日より学校再開という運びになりました。子供たちが

今朝登校しております。順調にいってるようです。 2週間前から登校日を増やし、授業を進めながら、学校生活のリズムになれるよう準備をしてきたところでございます。教育委員会としましても、各学校の児童生徒及び先生方に布製マスクを配布しました。また、学校には、手指の消毒液も配置しているところです。また、ICT関係では、本年度中には、1人1台のタブレット端末の導入が実現する予定ですので、それに向けて、今、学校では準備が進められているところです。この休業期間中、一つのけがや事故の報告がなく、学校の指導及び家庭での教育には感謝しております。子供たちの暮らしぶりのアンケートによりますと、挑戦したことということで、親の仕事を手伝った。家族の夕食の準備ができるようになったとか、うんと読書をしました。ミシンが使えるようになりました。休業中でも頑張った姿がうかがえました。でも、ゲームやネット使用にかなり時間を費やした子供も、わずかですがおります。子供それぞれに多少の格差が出ましたが、今日からは皆同じスタートラインに立ちました。 3月のゴールを目指して頑張ってほしいと思っています。

次に、1番心配されております学習補償の取り組みです。まず、夏休みを短縮し、8月1日から16日までの2週間としました。7月31日までを1学期、8月17日から2学期となります。4月5月の臨時休業でできなかった授業日数が29日です。夏休み短縮により確保できる日数が18日です。差し引きしましても、まだ11日足りません。

そこで、先日、各学校の教務主任の先生方に集まってもらい、各学校ごとに6月から3月までの授業時数を出してもらい、全教科並びに行事等の時数が確保できるか計算してもらいました。その結果、水曜日の5時間授業を6時間にしたり、学校行事の短縮削減などの工夫をして、ぎりぎりですけど、全教科の授業内容を実施できるという見通しが立ちました。冬休み、春休みは、例年どおりとしております。あとは、各学校がそれぞれ工夫を凝らしながら進める予定です。本来、新学期を迎え希望に満ちた学校生活を送るべき子供たちが家庭に閉じ込められ、大きなストレスになったことと思います。また、子供たちのお世話をいただいた御家庭にも大変な御苦労があったことと存じます。今回、学校給食も提供でき、学校再開の運びとなり、ほっとしているところです。北九州の事例を参考にしながら、検温、体調確認など、感染防止に努める所存です。これまでご心配いただき、見守ってくださいました議員の皆様には、心より感謝申し上げます。このように、夏休みが短縮できましたのも、エアコン設備を早急に付けるようお力添えをいただいたからでございます。

本当にありがとうございました。

○議長(園田 一博君) これで、行政報告は終わります。

日程第 5 承認第 2号 専決処分の報告及びその承認を求めることについて【上天草 市税条例等の一部を改正する条例の制定について】

日程第 6 承認第 3号 専決処分の報告及びその承認を求めることについて【上天草

市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について】

- 日程第 7 承認第 4号 専決処分の報告及びその承認を求めることについて【上天草 市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について】
- 日程第 8 承認第 5号 専決処分の報告及びその承認を求めることについて【令和2 年度上天草市一般会計補正予算(第1号)】
- 日程第 9 承認第 6号 専決処分の報告及びその承認を求めることについて【令和 2 年度上天草市一般会計補正予算(第 2 号)】
- 日程第10 承認第 7号 専決処分の報告及び承認を求めることについて【調停に代わる決定について】
- 日程第11 議案第36号 上天草市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に 関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第12 議案第37号 上天草市阿村開発センター条例を廃止する条例の制定について
- 日程第13 議案第38号 上天草市税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第14 議案第39号 上天草市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第15 議案第40号 上天草市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第16 議案第41号 上天草市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例 の制定について
- 日程第17 議案第42号 上天草市就学指導委員会設置条例の一部を改正する条例の制 定について
- 日程第18 議案第43号 令和2年度上天草市一般会計補正予算(第3号)
- 日程第19 議案第44号 令和2年度上天草市国民健康保険特別会計(事業勘定)補正 予算(第1号)
- 日程第20 議案第45号 令和2年度上天草市診療所特別会計補正予算(第1号)
- 日程第21 議案第46号 令和2年度上天草市水道事業会計補正予算(第1号)
- 日程第22 議案第47号 令和2年度上天草市立上天草総合病院事業会計補正予算 (第1号)
- 日程第23 議案第48号 和解及び損害賠償額の決定について
- 日程第24 議案第49号 令和2年度上天草市一般会計補正予算(第4号)
- ○議長(園田 一博君) 日程第5、承認第2号から、日程第24、議案第49号までの以上2 0件を一括議題といたします。提案理由の説明を求めます。 市長。

〇市長(堀江 隆臣君) 令和2年第2回上天草市議会定例会に提案いたします議案について、 御説明いたします。

今定例会には、専決処分の報告及びその承認を求めることについての承認案件6件、上天草市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてなどの条例議案7件、令和2年度上天草市一般会計補正予算(第3号)などの予算議案6件、和解及び損害賠償額の決定についてのその他議案1件、人事案件として、上天草市教育長の任命につき同意を求めることについてなどの同意案件7件、人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについての諮問案件3件の議案を提出しております。

同意案件及び諮問案件を除く各議案の詳しい内容につきましては、所管部長、部局長より説明 いたしますので、議員の皆様におかれましては、御審議をいただきまして、御承認賜りますよう、 よろしくお願いいたします。

○議長(園田 一博君) 次に、執行部から、順次、議案内容の説明を求めます。

まず、承認第2号及び承認第3号を、市民生活部長。

〇市民生活部長(水野 博之君) おはようございます。よろしくお願いいたします。

議案書1ページをお願いいたします。

承認第2号、専決処分の報告及びその承認を求めることについて御説明いたします。

今回の提案は、上天草市税条例等の一部を改正する条例の制定について、地方自治法第179 条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し、 その承認を求めるものでございます。

専決第2号、上天草市税条例等の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。

この条例は、地方税法等の一部を改正する法律が令和2年3月31日に公布されたことなどに伴い、関係条例の規定を整備するものでございます。したがいまして、単なる条文、条項の整理のための改正も多数行われておりますので、こうした形式的な改正については説明を省略させていただき、主な改正のみの説明とさせていただきます。

新旧対照表で御説明いたしますので、議案説明資料の1ページをお願いいたします。

第1条による上天草市税条例の改正につきまして御説明いたします。第36条の3の2につきましては、給与所得者が単身児童扶養者に該当する場合において、扶養親族等申告書にその旨を記載する規定を削るものでございます。第36条の3の3につきましては、公的年金等受給者が単身児童扶養者に該当する場合において、扶養親族等申告書にその旨を記載する規定を削るものでございます。

2ページをお願いいたします。

第54条につきましては、調査を尽くしても、なお、固定資産の所有者が1人も明らかとならない場合、事前に使用者に対して通知した上で、使用者を所有者とみなして、固定資産課税台帳に登録し、固定資産税を課することができる規定を新たに定めるものでございます。

6ページをお願いいたします。

第74条の3につきましては、登記、または、補充課税台帳に所有者として登記、または、登録がされている個人が死亡している場合における現所有者に賦課徴収に必要な事項を申告させることができる規定を新たに定めるものでございます。

9 6 条につきましては、たばこ税の課税免除の適用に当たって必要な手続の簡素化について 定めるものでございます。

8ページをお願いいたします。

附則第8条につきましては、個人の市民税において、肉用牛の売却による事業所得に係る課税 の特例の適用期限を3年延長することを定めるものでございます。

10ページをお願いいたします。

附則第10条の2第14項につきましては、水力を電気に変換する特定再生可能エネルギー発電設備であるものにかかる固定資産税の課税標準の特例措置を定めるものでございます。

附則第10条の2第20項につきましては、特定水力発電設備及び浸水被害軽減地区の指定 を受けた土地に係る固定資産税の課税標準の特例措置を定めるものでございます。

13ページをお願いいたします。

附則第17条の2につきましては、個人の市民税において、優良住宅地の造成のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る課税の特例について、適用期限を3年延長することを定めるものでございます。

15ページをお願いいたします。

第2条による令和元年上天草市条例第11号の上天草市税条例の一部を改正する条例の改正に つきまして御説明いたします。

この改正は、単身児童扶養者を個人の市民税の非課税措置の対象に加える改正規定を削るものでございます。今回の改正条例は、一部の規定を除き、令和2年4月1日から施行するものでございます。

提案理由といたしましては、地方税法等の一部を改正する法律の施行による地方税法等の一部 改正等に伴い、関係条例の規定を整備する必要が生じたが、議会を招集する時間的余裕がないた め、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定により議会 に報告し、その承認を求めるものです。

これが、この議案を提出する理由でございます。御承認のほど、よろしくお願いいたします。 続きまして、承認第3号について御説明させていただきます。

議案書8ページをお願いいたします。あわせて、説明資料21ページをお願いいたします。

承認第3号、専決処分の報告及びその承認を求めることについて御説明いたします。今回の提案は、上天草市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し、その承認を求めるものでございます。

専決第3号、上天草市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について御説明いた

します。この条例は、地方税法施行令の一部を改正する政令が、令和2年3月31日に公布されたことに伴い、関係規定を整備するものでございます。

第2条につきましては、世帯主及び世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに均等割額及び平等割額を合算した基礎課税額の限度額を61万円から63万円に引き上げるとともに、介護納付金課税被保険者につき算定した所得割額並びに均等割額及び平等割額を合算した介護納付金課税額の限度額を16万円から17万円に引き上げるものでございます。

第23条につきましては、均等割額及び平等割額の減額措置に係る軽減判定所得の算定に用いる被保険者及び特定同一世帯所属者1人に乗ずべき額を、5割軽減の場合は28万円から28万5,000円に、2割軽減の場合は51万円から52万円に引き上げるものでございます。

なお、この条例は、令和2年4月1日から施行するものでございます。

提案理由といたしましては、地方税法施行令の一部改正に伴い関係規定を整備する必要が生じたが、議会を招集する時間的余裕がないため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定により、議会に報告し、その承認を求めるものでございます。

これが、この議案を提出する理由でございます。

御承認のほど、よろしくお願いいたします。

- ○議長(園田 一博君) 次に、承認第4号を、健康福祉部長。
- **○健康福祉部長(坂田 結二君)** おはようございます。よろしくお願いいたします。

議案書10ページをお願いいたします。あわせて、説明資料23ページをお願いいたします。 承認第4号、専決処分の報告及びその承認を求めることについて、上天草市介護保険条例の一 部を改正する条例の制定について御説明いたします。

今回の提案は、上天草市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について、地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し、その承認をお願いするものでございます。

専決第4号、上天草市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。 今回の条例改正は、介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を 改正する政令の施行による介護保険法施行令の一部改正を踏まえ、関係規定を整備するものでご ざいます。

内容といたしましては、介護保険法施行令の一部改正に伴い、低所得の第1号被保険者に係る保険料の軽減強化が行われたことから、本市においても、当該低所得の第1号被保険者に係る介護保険料の軽減賦課を行うため、関係規定を整備するものでございます。なお、この条例は、令和2年4月1日から施行することとしております。

提案理由といたしましては、介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令の施行による介護保険法施行令の一部改正を踏まえ、関係規定を整備する必要が生じたが、議会を招集する時間的余裕がないため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定により議会に報告し、その承認を求める必要がある

ためでございます。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

- ○議長(園田 一博君) 次に、承認第5号及び承認第6号を、総務部長。
- **○総務部長(宇藤 竜一君)** おはようございます。よろしくお願いいたします。

議案書12ページをお願いいたします。

承認第5号、専決処分の報告及びその承認を求めることについて、専決第6号、令和2年度上 天草市一般会計補正予算(第1号)について御説明いたします。

令和2年度上天草市一般会計補正予算(第1号)について、地方自治法第179条第1項の規定により、別冊補正予算書のとおり4月23日付けで専決処分しましたので、同条第3項の規定により、これを報告し、その承認を求めるものでございます。

今回の専決は、新型コロナウイルス感染症に対する緊急対策、今年度第1弾として、6月補 正予算の計上を待たずして事業に着手する必要がある緊急的な経費について、専決処分により予 算措置を行ったものでございます。

予算書1ページを御覧ください。

歳入歳出それぞれ28億2,528万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を210億4,524万1,000円 とするものでございます。

4ページを御覧ください。

第2表の債務負担行為の補正は、令和元年度(平成31年度)補正予算(第8号)で計上した 新型コロナウイルス対策に伴う中小企業の資金繰りを支援する利子補給補助金の限度額を、令和 3年度1,810万6,000円、4年度1,629万6,000円、合計3,440万2,000円とするものでございます。 歳入について御説明いたします。予算書7ページを御覧ください。

65(款)国庫支出金15(項)国庫補助金は26億9,251万1,000円の増額でございます。内訳といたしまして、10(目)総務費国庫補助金において、国の新型コロナウイルス感染症緊急経済対策である特別定額給付金給付事業の事業費補助金26億4,320万円。事務取扱補助金1,326万6,000円を計上するものでございます。15(目)民生費国庫補助金において、新型コロナウイルス感染症防止のために、公立及び私立保育園等が購入するマスクなどに対する補助金344万1,000円。放課後児童クラブ等が購入するマスクなどに対する補助金209万4,000円。同ウイルス感染症緊急経済対策である子育て世帯への臨時特別給付金児童手当事業の事業費補助金2,844万6,000円。事務費補助金206万4,000円を計上するものでございます。

85 (款)繰入金15 (項)基金繰入金10 (目)財政調整基金繰入金1億3,277万2,000円の増額は、歳出予算の財源不足を補填するために計上するものでございます。

歳出について御説明いたします。予算書8ページを御覧ください。

15(款)総務費10(項)総務管理費は26億5,646万6,000円の増額でございます。主なものとしまして、40(目)窓口センター費において、国の新型コロナウイルス感染症緊急経済対策である特別定額給付金給付事業に係る会計年度任用職員報酬310万4,000円、時間外勤務手当144

万円、消耗品費307万1,000円、郵便料274万5,000円、システム改修業務委託料198万円、特別定額給付金26億4,320万円を計上するものなどでございます。

20(款)民生費15(項)児童福祉費は3,604万5,000円の増額でございます。主なものとしまして、15(目)児童措置費において、新型コロナウイルス感染症防止のために、公立保育園がマスクなどを購入する消耗品費150万円、私立保育園、放課後児童クラブ等が購入するマスクなどに対する補助金403万5,000円を計上するものなどでございます。20(目)児童手当費において、同ウイルス感染症緊急経済対策である子育て世帯への臨時特別給付金児童手当2,844万6,000円を増額するものなどでございます。

予算書9ページを御覧ください。

25 (款)衛生費10 (項)保健衛生費は966万1,000円の増額でございます。主なものとしまして、20 (目)予防費において、備蓄補充用のマスクなど及び感染拡大期用の感染防護服などの消耗品費889万4,000円を計上するものなどでございます。

35(款)農林水産業費10(項)農業費は550万円の増額でございます。内訳といたしまして、20(目)農業振興費において、新型コロナウイルス感染症拡大により、特に影響が大きい事業の一つである農業法人を支援するための事業継続支援助成金550万円を計上するものでございます。

35(款)農林水産業費20(項)水産業費は2,300万円の増額でございます。内訳といたしまして、15(目)水産振興費において、前款と同様の理由により、水産業法人を支援するための事業継続支援助成金2,300万円を計上するものでございます。

40(款)10(項)商工費は9,461万1,000円の増額でございます。内訳といたしまして、15(目)商工振興費において、新型コロナウイルス感染症の影響により、市内の事業者が借り入れる運転資金に対する利子及び保証料の負担を軽減するための中小企業の資金繰り支援に係る利子及び保証料補給補助金1,413万6,000円。同ウイルス感染症の影響により経営が悪化している中小企業の雇用維持を支援するための中小企業者雇用調整助成補助金1,387万5,000円。前々款と同様の理由により、旅館、ホテル等を支援するための事業継続支援助成金6,660万円を計上するものでございます。

以上が、専決処分の報告及びその承認を求めることについて、専決第6号、令和2年度上天草 市一般会計補正予算(第1号)の概要でございます。

御承認のほど、よろしくお願いいたします。

次に、議案書13ページをお願いいたします。

承認第6号、専決処分の報告及びその承認を求めることについて、専決第7号、令和2年度上 天草市一般会計補正予算(第2号)について御説明いたします。令和2年度上天草市一般会計補 正予算(第2号)について、地方自治法第179条第1項の規定により、別冊補正予算書のとお り5月15日付けで専決処分しましたので、同条第3項の規定により、これを報告し、その承認 を求めるものでございます。 今回の専決は、新型コロナウイルス感染症に対する緊急対策、今年度第2弾として6月補正 予算の計上を待たずして事業に着手する必要がある緊急的な経費について、専決処分により予算 措置を行ったものでございます。

予算書1ページを御覧ください。

歳入歳出それぞれ2億3,429万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を212億7,953万9,000円と するものでございます。

歳入について御説明いたします。

予算書6ページを御覧ください。

- 65(款)国庫支出金15(項)国庫補助金は179万9,000円の増額でございます。主なものとしまして、40(目)教育費国庫補助金において、新型コロナウイルス感染症防止のために、小学校の児童及び教職員が使用する布マスクなどの購入に係る小学校保健特別対策事業費補助金116万9,000円を計上するものでございます。
- 85 (款) 繰入金15 (項) 基金繰入金10 (目) 財政調整基金繰入金2億3,249万9,000円の増額は、歳出予算の財源不足を補填するために計上するものでございます。

歳出について御説明いたします。

予算書7ページを御覧ください。

- 25 (款)衛生費10 (項)保健衛生費は312万1,000円の増額でございます。主なものとしまして、20 (目)予防費において、市内の総合病院、医院、クリニック及び診療所へ防護服などの医療物資を提供する費用として、消耗品費250万6,000円を増額するものなどでございます。
- 35(款)農林水産業費10(項)農業費は3,100万円の増額でございます。内訳といたしまして、新型コロナウイルス感染症拡大により、特に影響が大きい事業の一つである農業個人事業者を支援するための事業継続支援助成金3,100万円を計上するものでございます。
- 35(款)農林水産業費20(項)水産業費は4,553万2,000円の増額でございます。主なものとしまして、15(目)水産振興費において、前款と同様の理由により、水産業法人の事業所数の詳細調査で新たに判明した8法人分を支援するための事業継続支援助成金800万円。加えて、水産業個人事業者を支援するための事業継続支援助成金3,680万円を計上するものなどでございます。
- 40(款)10(項)商工費は1億4,510万円の増額でございます。内訳といたしまして、15(目)商工振興費において、新型コロナウイルス感染症の影響により落ち込んだ市内経済を回復させるために、商工会や商工団体等がクーポン券や商品券などを発行するための経済回復商工業補助金2,290万円。前々款と同様の理由により、旅客運送業、卸売業、小売業等を支援するための事業継続支援助成金6,610万円を計上するものでございます。20(目)観光費において、新型コロナウイルス感染症の影響により、ホテル及び旅館の宿泊などキャンセルが相次いでいましたが、5月14日の緊急事態宣言の一部解除を受けて、県内在住者を対象に、宿泊料の2分の1を助成し、上天草市への宿泊を喚起するため、熊本限定緊急宿泊助成事業業務委託料5,610万

円を計上するものでございます。

予算書8ページを御覧ください。

55(款)教育費15(項)小学校費は828万4,000円の増額でございます。主なものとしまして、10(目)学校管理費において、新型コロナウイルス感染症防止のために、小学校の児童及び教職員が使用する布マスクなどの購入にかかる費用133万8,000円を計上するものなどでございます。15(目)教育振興費において、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策により1人1台の端末整備の支援が前倒しで行われることになったことから、未整備分のタブレットリース料594万5,000円を増額するものでございます。

以上が、専決処分の報告及びその承認を求めることについて、専決第7号、令和2年度上天草 市一般会計補正予算(第2号)の概要でございます。

御承認のほど、よろしくお願いいたします。

- ○議長(園田 一博君) 次に、承認第7号を、教育部長。
- ○教育部長(山下 正君) おはようございます。よろしくお願いいたします。

議案書14ページを御覧ください。

承認第7号、専決処分の報告及びその承認を求めることについて御説明いたします。

調停に代わる決定について、地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり令和2年3月31日付けで専決処分しましたので、同条第3項の規定により、これを報告し、その承認を求めるものでございます。

今回の専決処分は、上天草市立松島中学校学校用地グラウンドの一部について、旧松島町が取得し、登記されなかった当該土地の名義人に対し、所有権移転登記の手続を求めた所有権移転登記手続請求事件に関して、第1回口頭弁論期日を前に、裁判の開始前でございますが、原告である市の請求に対し、被告から内容を認める申し出があったことから、早期解決を図るため、市は被告が昭和55年9月30日の時効取得を原因とする所有権移転登記手続をする内容を含めた民事調停法第17条の規定による調停に代わる決定の申し出を熊本地方裁判所に行い、この申し出のとおり決定がなされたもので、市においては、訴訟の目的が達成されることから、本決定に関し、同法第18条の規定による異議の申し立てをしないことを決定したものでございます。その後の経過といたしましては、相手方からも異議の申し立てがなく、令和2年4月9日に裁判上の和解と同一の効果を有する決定が確定し、この決定に基づき、令和2年4月15日付けで、所有権移転登記が完了しております。

なお、当事者、物件及び決定の概要については、議案書に記載のとおりでございます。

提案理由といたしましては、上天草市立松島中学校学校用地にかかる所有権移転登記手続請求 事件に関し、令和2年3月23日に熊本地方裁判所が行った民事調停法第17条の規定による調 停に代わる決定に対し、同年4月7日までに異議の申し立てをしないこととする必要が生じたが、 議会を招集する時間的余裕がないため、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分し たので、同条第3項の規定により議会に報告し、その承認を求めるものでございます。 御承認のほど、よろしくお願いいたします。

- ○議長(園田 一博君) 次に、議案第36号を、総務部長。
- **○総務部長(宇藤 竜一君)** よろしくお願いいたします。

議案書16ページをお願いいたします。あわせて、説明資料24ページをお願いいたします。 議案第36号、上天草市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部 を改正する条例の制定について御説明いたします。

この条例は、本市の懸案事項における課題等の早期解決に向けた取り組みを着実に行い、市政の円滑な運営を図るため、市長等に対し、地方自治行政に関する優れた識見と経験に基づき助言などを行う特別職の非常勤職員である政策顧問の職を新たに設置するに当たり、当該職の報酬額を定めるものでございます。なお、この条例は、令和2年7月1日から施行することとしております。

提案理由といたしまして、市政の円滑な運営を図ることを目的として、政策顧問の職を新たに 設置するに当たり、当該職の報酬額を定める必要があります。

これが、この議案を提出する理由でございます。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

- ○議長(園田 一博君) 次に、議案第37号を、経済振興部長。
- **〇経済振興部長(井手口隆光君)** おはようございます。よろしくお願いいたします。

議案書17ページをお願いいたします。

議案第37号、上天草市阿村開発センター条例を廃止する条例の制定について御説明いたします。この条例は、本年8月の上天草市阿村地区交流センターの開設に伴い、上天草市阿村開発センターを廃止するため定めるものでございます。なお、この条例は、令和2年8月3日から施行することとしております。

提案理由といたしましては、地方自治法第96条第1項の規定により、上天草市阿村開発センター条例を廃止するため、条例を制定する必要があります。

これが、この議案を提出する理由でございます。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

- ○議長(園田 一博君) 次に、議案第38号を、市民生活部長。
- 〇市民生活部長(水野 博之君) よろしくお願いいたします。

議案書18ページをお願いいたします。

議案第38号、上天草市税条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。

今回の条例改正は、地方税法等の一部を改正する法律が、令和2年4月30日に公布されたことに伴い、関係規定を整備するものでございます。

新旧対照表で御説明いたしますので、議案説明資料の25ページをお願いいたします。

第1条による改正につきまして御説明いたします。附則第10条につきましては、固定資産税の課税標準の特例に関する読替規定に、中小事業者等が所有する償却資産及び事業用家屋にかか

る固定資産税の軽減措置の生産性革命の実現に向けた固定資産税の特例措置の拡充の規定を加えるものでございます。

附則第10条の2につきましては、地方税法附則第61条第1項に規定する中小事業者等が 生産性向上特別措置法第41条第2項に規定する認定先端設備等導入計画に従って取得をした一 定の家屋及び構築物に対して課する固定資産税の課税標準について、当該課税標準となるべき価 格に乗ずる割合を定めるものでございます。

附則第15条の2につきましては、令和元年10月1日から令和2年9月30日までの間に 取得をした軽自動車に係る環境性能割の非課税措置及び税率の特例措置の適用期限を、令和3年 3月31日まで延長することとするものでございます。

附則第24条につきましては、徴収猶予申請手続において、申請書等に不備があった場合は、申請者に訂正を求めることができますが、その提出期間を、その通知を受けたときから20日間としており、これを新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予の場合に準用するものでございます。

26ページをお願いいたします。

第2条による改正につきまして御説明いたします。附則第25条につきましては、所得割の納税義務者が新型コロナウイルス感染症等に係る一定の入場料金等払い戻し請求権の放棄のうち、市長が指定する行事について、一定の期間内にした場合には、当該納税義務者がその放棄した日の属する年中に、その放棄をした部分の入場料金等払い戻し請求権の価格に相当する金額の合計額の寄付金を支出したものとみなして個人住民税の寄附金税額控除の対象とするものでございます。

附則第26条につきましては、新型コロナウイルス感染症等に係る個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除について、その適用期限を令和16年度分の個人の市民税まで延長するものでございます。今回の改正条例は、公布の日から施行するものでございます。ただし、第2条の規定は、令和3年1月1日から施行するものでございます。

提案理由といたしましては、地方税法等の一部を改正する法律の施行による地方税法の一部改 正に伴い、関係規定を整備する必要があります。

これが、この議案を提出する理由でございます。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長(園田 一博君) ここで、10分間休憩いたします。

休憩 午前10時57分

再開 午前11時07分

○議長(園田 一博君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、議案第39号から議案第41号を、健康福祉部長。

〇健康福祉部長(坂田 結二君) よろしくお願いいたします。

議案書20ページをお願いいたします。あわせて、説明資料28ページをお願いいたします。 議案第39号、上天草市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の 一部を改正する条例の制定について御説明いたします。

この条例は、国が定める放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部改正を伴い、都道府県知事及び指定都市の長に加え、中核市の長が放課後児童支援員の認定資格研修を実施することができることとなったため、条例で定める放課後児童健全育成事業所で従事する放課後児童支援員の要件を改めるものでございます。なお、この条例は、公布の日から施行することとしております。

提案理由といたしましては、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部改正 を踏まえ、関係規定を整備する必要があります。

これが、この議案を提出する理由でございます。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

次に、議案書21ページをお願いいたします。あわせて、説明資料29ページをお願いいたします。

議案第40号、上天草市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。

この条例は、令和2年3月10日に、国の新型コロナウイルス感染症対策本部が決定した新型コロナウイルス感染症に関する緊急対策第2弾において、新型コロナウイルス感染症に感染した。または、その疑いのある国民健康保険の被用者に対する傷病手当金の支給等に関する内容が盛り込まれたことを受け、本市においても国民健康保険の被用者に傷病手当金を支給するため、関係規定を整備するものでございます。

内容といたしましては、傷病手当金の支給対象者及び支給対象期間、傷病手当金の額などの 規定を加えるものでございます。なお、この条例は、公布の日から施行することとし、改正後の 附則第5項から第10項までの規定は、傷病手当金の支給を始める日が令和2年1月1日から規 則で定める日までの間に属する場合に適用することとしております。

提案理由といたしましては、新型コロナウイルス感染症に感染した。または、その疑いのある 国民健康保険の被用者に傷病手当金を支給するため、関係規定を整備する必要があります。

これが、この議案を提出する理由でございます。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

続きまして、議案書23ページをお願いいたします。あわせて、説明資料31ページをお願いいたします。

議案第41号、上天草市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について御 説明いたします。 この条例は、令和2年3月10日に、国の新型コロナウイルス感染症対策本部が決定した新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策第2弾において、新型コロナウイルス感染症に感染するなどした後期高齢者医療の被用者に対する傷病手当金の支給等に関する内容が盛り込まれたことを受け、保険者である熊本県後期高齢者医療広域連合による熊本県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正に伴い、関係規定を整備するものでございます。

内容といたしましては、市が処理する後期高齢者医療の事務に傷病手当金の支給に係る申請 書の受付に関する事務を加えるものでございます。なお、この条例は、公布の日から施行するこ ととしております。

提案理由といたしましては、熊本県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正に伴い、関係規定を整備する必要があります。

これが、この議案を提出する理由でございます。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

- ○議長(園田 一博君) 次に、議案第42号を、教育部長。
- **〇教育部長(山下 正君)** よろしくお願いいたします。

議案書24ページをお願いいたします。あわせて、説明資料の32ページをお願いいたします。 議案第42号、上天草市就学指導委員会設置条例の一部を改正する条例の制定について御説明 いたします。本議案は、学校教育法施行令第18条の2の規定に基づき、障がいのある児童生徒 等の就学に関し、専門的知識を有する方の意見を聞くために設置している就学指導委員会の機能 を拡充するため、所掌事務及び委員構成等を見直し、上天草市教育支援委員会に名称を変更する ものです。これは、本委員会が学校教育において障がいのある子供の自立と社会参加を目指した 共生社会の形成に向け、適切かつ継続的な教育を受けさせるための支援が求められていることか ら、障がいのある児童生徒等の情報を継続的に把握し、就学先の学校に対して適切な情報提供を 行い、また、就学後についても、必要に応じ、学びの場の変更等について助言を行うなど、委員 会の機能拡充を図るものでございます。

今回の改正は、令和2年8月の委員の改選にあわせて行うものです。なお、この条例は、公 布の日から施行することとしております。

提案理由といたしましては、障がいを有する幼児、児童、生徒について、上天草市就学指導委員会の機能を拡充することで、就学の支援のみならず、その後の一貫した支援を目指すなどのため、関係規定を整備する必要がございます。

これが、この議案を提出する理由でございます。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

- ○議長(園田 一博君) 次に、議案第43号を、総務部長。
- ○総務部長(宇藤 竜一君) よろしくお願いいたします。

議案書27ページをお願いいたします。

議案第43号、令和2年度上天草市一般会計補正予算(第3号)について御説明いたします。

皆さんのお手元に説明文を配付していますので、読み上げて説明いたします。なお、100万円以下の補正及び異動に伴う職員給与等の人件費につきましては、説明を省略させていただきます。

予算書1ページを御覧ください。

歳入歳出それぞれ9,373万9,000円を増額し、歳入歳出予算総額を213億7,327万8,000円とする ものでございます。

5ページを御覧ください。

第2表の債務負担行為の補正は、新型コロナウイルス対策経営安定資金利子補給金農業のほか 1件の債務負担行為の限度額を1,389万9,000円とするものでございます。

6ページを御覧ください。

第3表の地方債の補正は、合併特例債を1,170万円増額し、起債限度額の合計を23億1,943万7,000円とするものでございます。

歳入の主なものについて御説明いたします。

9ページを御覧ください。

65(款)国庫支出金15(項)国庫補助金は1億7,811万8,000円の増額でございます。主なものとしまして、10(目)総務費国庫補助金において、令和2年5月1日付けで、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金第1次の交付限度額が示されたことから、1億6,031万2,000円を計上するものでございます。30(目)土木費国庫補助金において、防災安全社会資本整備交付金の内示に伴い、道路交通安全対策費補助金1,199万1,000円を増額するものでございます。50(目)観光費国庫補助金において、令和2年4月3日付けで、自然環境整備交付金の内示を受けたことから、511万円を計上するものでございます。

85 (款)繰入金15 (項)基金繰入金10 (目)財政調整基金繰入金1億390万4,000円の減額は、歳出予算との調整によるものでございます。

10ページを御覧ください。

95(款)諸収入35(項)雑入は693万1,000円の増額でございます。内訳といたしまして、15(目)雑入において、一般財団法人地域活性化センターが実施する移住定住交流推進支援事業について、1団体が採択されたことに伴う助成金178万円、一般社団法人自治総合センターが実施する令和2年度コミュニティ助成事業について、2団体が採択されたことに伴う助成金390万円、平成30年度に市道環状西2号線において発生した人身事故の総合賠償補償保険料125万1,000円を計上するものでございます。

99(款)10(項)市債は1,170万円の増額でございます。内訳といたしまして、75(目)合併特例債において、交通安全施設整備事業330万円、松島展望休憩所エアコン改修事業740万円、生活排水路整備事業100万円をそれぞれ計上するものでございます。

次に、歳出の主なものについて、御説明いたします。

14ページを御覧ください。

15 (款) 総務費10 (項) 総務管理費は3,960万7,000円の増額でございます。主なものとし

まして、45 (目)企画費3,062万6,000円の増額は、移住促進事業において新型コロナウイルス 感染症拡大防止のための不要不急の外出自粛により、テイクアウトなどの需要がふえていること などから、市内飲食業事業者が活用できるキッチンカー2台の製作にかかる費用1,400万円、一 般社団法人自治総合センターが実施する令和2年度コミュニティ助成事業について、2団体が採 択されたことに伴い、助成金390万円を計上するものなどでございます。

- 15ページを御覧ください。
- 75 (目)地域づくり推進事業費178万円の増額は、一般財団法人地域活性化センターが実施する移住定住交流推進支援事業について、1団体が採択されたことに伴い、助成金178万円を計上するものなどでございます。
 - 18ページを御覧ください。
- 20(款)民生費15(項)児童福祉費は、人件費による270万6,000円の減額ではございますが、増額する主なものとしまして、10(目)児童福祉総務費252万9,000円の増額は、家庭児童相談及び婦人相談業務において、保健師の再任用職員の応募がなく、会計年度任用職員で対応することとしたため、会計年度任用職員保健師報酬201万円を増額するものなどでございます。15(目)児童措置費523万5,000円の減額は人件費によるものでございますが、増額する主なものとして、龍ヶ岳保育園において保育士2人の退職に伴い、新規採用職員の募集を行ったものの採用に至らず、加えて産休職員1人の補充が必要となったことから、会計年度任用職員保育士報酬567万8,000円を増額するものなどでございます。
 - 19ページを御覧ください。
- 25 (款)衛生費10 (項)保健衛生費384万7,000円の増額でございます。主なものとしまして、10 (目)保健衛生総務費7万円の増額は、人件費による減額のほかに、診療所特別会計において会計年度任用職員看護師報酬等の増加に伴い、一般会計からの繰出金242万4,000円を増額するものなどでございます。
 - 21ページを御覧ください。
- 35(款)農林水産業費10(項)農業費1,152万5,000円の増額でございます。主なものとしまして、40(目)施設管理費171万4,000円の増額は、施設管理事業において、荒木浜第2排水機場ほか2施設の機械に突発的故障が発生したことから、修繕にかかる費用171万4,000円を増額するものでございます。
 - 22ページを御覧ください。
- 40(款)10(項)商工費3,227万3,000円の増額でございます。主なものとしまして、15(目)商工振興費1,862万6,000円の増額は、令和元年度大矢野樋合地区水道事業において、障害物を回避して総配水管を布設替えする必要があったため、配水管の延長が延びたことなどから、水道局が行った昨年度事業費の不足分として負担金1,821万円を今回計上するものなどでございます。20(目)観光費1,334万6,000円の増額は、観光施設維持管理費において令和2年4月3日付けで、熊本県自然環境整備事業補助金の内示を受けたことから、松島展望休憩所のエアコン

改修工事に係る設計委託料131万1,000円、工事費1,162万7,000円を計上するものなどでございます。

23ページを御覧ください。

45(款)土木費10(項)土木管理費は499万1,000円の増額でございます。主なものとしまして、10(目)土木総務費499万1,000円の増額は、平成30年7月4日に市道環状西2号線の道路陥没により発生した人身事故の被害者から損害賠償額の内諾を得たことから、損害賠償金125万1,000円を計上するものなどでございます。

45(款)土木費15(項)道路橋梁費は1,550万円の増額でございます。内訳といたしまして、30(目)交通安全施設費1,550万円の増額は、防災安全社会資本整備交付金の内示に伴い、 市道西の浦松ヶ崎ほか6路線の通学路等交通安全対策工事費1,550万円を増額するものでございます。

24ページを御覧ください。

50(款)10(項)消防費は187万5,000円の増額でございます。内訳といたしまして、15(目)非常備消防費187万5,000円の増額は、勤続年数20年以上の消防団員が対象となる退団者功労金について、退団者数が当初見込みを上回ったことから、不足分187万5,000円を増額するものでございます。

25ページを御覧ください。

55(款)教育費20(項)中学校費は、人件費による113万円の減額でございます。主なものとしまして、10(目)学校管理費113万1,000円の減額は人件費によるものでございますが、中学校一般管理事務事業において、令和2年1月24日付けで、熊本地方裁判所に提起した松島中学校用地にかかる所有権移転登記手続請求事件において、原告である市の請求に対し、被告が内容を認める申し出があったことから、委任弁護士に対して支払う弁護士報酬100万円を計上するものなどでございます。

26ページ及び27ページを御覧ください。

55(款)教育費30(項)保健体育費は822万5,000円の減額でございます。主なものとしまして、20(目)学校給食費979万6,000円の減額は、人件費によるものでございますが、学校給食一般管理事務事業において、夏休み期間に予定していた上共同調理場改修工事が、新型コロナウイルス感染症の影響により、夏休みの短縮が濃厚となり、適正な工期が確保できないことから、短期間に整備可能な備品購入に変更するため2,551万5,000円を工事費から備品購入費に組み替えるものなどでございます。

以上が、令和2年度上天草市一般会計補正予算(第3号)の概要でございます。

提案理由といたしましては、予算を定めるには、地方自治法第96条第1項第2号の規定により、議会の議決を経る必要があります。

これが、この議案を提出する理由でございます。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

- ○議長(園田 一博君) 次に、議案第44号及び議案第45号を、健康福祉部長。
- **○健康福祉部長(坂田 結二君)** よろしくお願いいたします。

議案書28ページをお願いいたします。

議案第44号、令和2年度上天草市国民健康保険特別会計(事業勘定)補正予算(第1号)を 別冊のとおり定めるものでございます。

別冊予算書28ページをお願いいたします。

歳入歳出それぞれ201万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を43億7,847万8,000円とするものでございます。

歳入について説明いたします。33ページを御覧ください。

30(款)県支出金15(項)県補助金は201万3,000円の増額でございます。内訳といたしましては、保険給付費等交付金において、新型コロナウイルス感染症に感染するなどした国民健康保険の被用者に対する傷病手当金の支給に伴い、県から交付される特別調整交付金201万3,000円を計上するものでございます。

次に、歳出について御説明いたします。

34ページを御覧ください。

15(款)保険給付費35(項)傷病諸費は201万3,000円の増額でございます。内訳といたしましては、10(目)傷病手当金201万3,000円の増額は、新型コロナウイルス感染症に感染するなどした国民健康保険の被用者に支給する傷病手当金201万3,000円を計上するものでございます。以上が、令和2年度上天草市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)の概要でございます。提案理由といたしましては、予算を定めるには、地方自治法第96条第1項第2号の規定により、議会の議決を経る必要があります。

これが、この議案を提出する理由でございます。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

続きまして、議案書29ページをお願いいたします。

議案第45号、令和2年度上天草市診療所特別会計補正予算(第1号)を別冊のとおり定める ものでございます。

別冊予算書35ページをお願いいたします。

歳入歳出それぞれ242万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を6,478万1,000円とするもので ございます。

歳入について御説明いたします。40ページを御覧ください。

25 (款)繰入金10 (項) 一般会計繰入金は242万4,000円の増額でございます。内訳といたしましては、10(目) 一般会計繰入金において、診療所特別会計の財源不足に伴い、一般会計からの繰入金242万4,000円を増額するものでございます。

次に、歳出について御説明いたします。41ページを御覧ください。

10 (款)総務費10 (項)総務管理費は242万4,000円の増額でございます。内訳といたしま

しては、10(目)一般管理費242万4,000円の増額は、診療所の会計年度任用職員の看護師を雇用するための費用及び熊本県から派遣されている自治医科大卒業医師の派遣先が上天草総合病院となったことから、給料等から負担金に組み替えるものなどでございます。

以上が、令和2年度上天草市診療所特別会計補正予算(第1号)の概要でございます。

提案理由といたしましては、予算を定めるには、地方自治法第96条第1項第2号の規定により、議会の議決を経る必要があります。

これが、この議案を提出する理由でございます。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

- ○議長(園田 一博君) 次に、議案第46号を、水道局長。
- **〇水道局長(山本 一洋君)** よろしくお願いいたします。

議案書30ページをお願いいたします。

議案第46号、令和2年度上天草市水道事業会計補正予算(第1号)を別冊のとおり定めるものでございます。

別冊予算書の1ページをお願いいたします。

第2条、予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものです。

資本的収入予定額は、1 (項)企業債3,004万7,000円、3 (項)補助金を1,710万9,000円に増額し、1億5,049万円とするものでございます。

資本的支出予定額は、1 (項)建設改良費5,804万円を増額し、5億1,204万5,000円とするものでございます。資本的収支額が資本的支出額に対し不足する額3億5,067万1,000円を3億6,155万5,000円に改め、過年度損益勘定留保資金3億4,249万5,000円、当該年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,906万円で補填するものでございます。

詳細につきまして、御説明いたします。予算書の4ページを御覧ください。

支出につきましては、1 (項)資本的支出1 (項)1 (目)建設改良費5,804万円の増額は、 維和地区老朽管布設替工事及び大潟ポンプ場内の非常用電源設備設置工事によるものでございま す。

以上が、令和2年度上天草市水道事業会計補正予算(第1号)の概要でございます。

提案理由といたしましては、予算を定めるには、地方自治法第96条第1項第2号の規定により、議会の議決を得る必要があります。

これが、議案を提出する理由でございます。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

- ○議長(園田 一博君) 次に、議案第47号を、病院事務長。
- **〇病院事務部長(森 千壽君)** よろしくお願いいたします。

議案書31ページをお願いいたします。

議案第47号、令和2年度上天草市立上天草総合病院事業会計補正予算(第1号)について御 説明いたします。 別冊予算書の1ページをお願いいたします。

第2条、令和2年度上天草市立上天草総合病院事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を、それぞれ1,727万2,000円増額し、37億6,999万9,000円とするものでございます。

詳細につきましては、2ページを御覧ください。

収入につきまして御説明いたします。

1 (款)病院事業収益1 (項)医業収益3 (目)その他医業収益1,727万2,000円の増額は、熊本県から湯島僻地診療所へ派遣されている自治医科大卒業医師を当院から派遣することになったことに伴い、上天草市診療所特別会計から医師負担金を受け入れるため、当該収益を増額するものでございます。

次に、支出について説明いたします。

1 (款) 病院事業費用 1 1 (項) 予備費 1 (目) 予備費 1,727万2,000円の増額は、予算調整によるものでございます。

以上が、令和2年度上天草市立上天草総合病院事業会計補正予算(第1号)の概要でございます。

提案理由といたしましては、予算を定めるには、地方自治法第96条第1項第2号の規定により、議会の議決を得る必要があります。

これが、この議案を提出する理由でございます。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

- ○議長(園田 一博君) 次に、議案第48号を、建設部長。
- **〇建設部長(小西 裕彰君)** よろしくお願いします。

議案書32ページをお願いします。あわせて、説明資料36ページをお願いします。

議案第48号、和解及び損害賠償額の決定について御説明いたします。

この議案は、平成30年7月4日上天草市大矢野町市道環状西2号線において発生した穴ぼこによる原動機付自転車の転倒に係る人身事故に関し、次の者と市との間で損害賠償の額を決定し、和解するものでございます。和解の相手方、損害賠償の額及び和解事項については、議案書に記載のとおりでございます。

提案理由といたしまして、和解及び損害賠償額の決定をするため、地方自治法第96条第1項 第12号及び13号の規定により、議会の議決を得る必要があります。

これが、この議案を提出する理由でございます。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

- ○議長(園田 一博君) 次に、議案第49号を、総務部長。
- **○総務部長(宇藤 竜一君)** よろしくお願いいたします。

議案書その2の1ページをお願いいたします。

議案第49号、令和2年度上天草市一般会計補正予算(第4号)について御説明いたします。 皆さんのお手元に説明文を配付していますので、読み上げて説明いたします。予算書1ページ を御覧ください。

歳入歳出それぞれ5,879万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を214億3,207万5,000円とするものでございます。

4ページを御覧ください。

第2表の地方債の補正は、災害復旧事業債2,300万円を新たに計上し、起債限度額の合計を23 億4,243万7,000円とするものでございます。

歳入について御説明いたします。

予算書7ページを御覧ください。

- 70(款)県支出金10(項)県負担金は220万8,000円の増額でございます。内訳といたしまして、25(目)災害復旧費県負担金において、令和2年5月15日から19日までの豪雨により被災した大矢野町上大手原地区の農道等の災害復旧事業に伴う農地等災害復旧事業補助金220万8,000円を計上するものでございます。
- 85 (款)繰入金15 (項)基金繰入金10 (目)財政調整基金繰入金3,358万9,000円の増額は、歳出予算の財源不足を補填するために計上するものでございます。
- 99(款)10(項)市債は2,300万円の増額でございます。内訳といたしまして、50(目)災害復旧事業債において、令和2年5月15日から19日までの豪雨により被災した農道の災害復旧事業に係る災害復旧事業債100万円、同様に市道分2,200万円を計上するものでございます。

歳出について、主なものを御説明いたします。

予算書8ページを御覧ください。

60(款)災害復旧費10(項)農林水産施設災害復旧費は、3,038万7,000円を新たに計上するものでございます。主なものといたしまして、15(目)農業用施設等災害復旧費の2,299万7,000円は、被災した大矢野町上大手原地区の農道ほか2カ所の災害復旧事業に係る測量設計業務委託料370万4,000円、同地区の農道ほか6カ所の土砂などの撤去に係る機械等使用料421万3,000円、同地区の農道ほか3路線の災害復旧工事費1,508万円を計上するものでございます。20(目)林業施設等災害復旧費の564万1,000円は、被災した林道大川線ほか1路線の土砂などの撤去に係る機械等使用料515万2,000円を計上するものでございます。25(目)治山施設災害復旧費の174万9,000円は、被災した施工中の二間戸大野地区治山災害復旧工事の終点側の法面ほか1カ所の災害復旧工事費134万9,000円を計上するものでございます。

予算書の9ページを御覧ください。

- 60(款)災害復旧費15(項)公共土木施設災害復旧費は2,520万円の増額でございます。 内訳といたしまして、10(目)道路災害復旧費の2,520万円は、被災した市道蔵々千束線ほか 2路線の災害復旧に係る測量設計業務委託料2,200万円、市道堤治郎田線ほか6路線の土砂など の撤去に係る機械等使用料320万円を増額するものでございます。
 - 60 (款) 災害復旧費30 (項) その他公共施設等災害復旧費は280万円を新たに計上するも

のでございます。内訳といたしまして、35(目)法定外公共物災害復旧費の280万円は、被災 した合津西の浦地区ほか5カ所の法定外水路の土砂等の撤去に係る機械等使用料280万円を計上 するものでございます。

以上が、令和2年度上天草市一般会計補正予算(第4号)の概要でございます。

提案理由といたしましては、予算を定めるには、地方自治法第96条第1項第2号の規定により、議会の議決を経る必要があります。

これが、この議案を提出する理由でございます。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長(園田 一博君) これから、議案第49号、上天草市一般会計補正予算(第4号)について質疑を行います。質疑はありませんか。

[「質疑なし」と呼ぶ者あり]

- ○議長(園田 一博君) 質疑なしと認め、これから討論を行います。討論はありませんか。 [「討論なし」と呼ぶ者あり]
- ○議長(園田 一博君) 討論なしと認めます。これから、議案第49号を採決いたします。議 案第49号は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(園田 一博君) 御異議なしと認めます。したがって、議案第49号は可決されました。 お諮りいたします。ただいま議案第49号が可決されましたので、これに伴って議案第43号 との間で、条項、字句、数字、その他の整理が必要となります。つきましては、会議規則第43 条の規定により、整理を議長に委任されたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(園田 一博君) 御異議なしと認めます。したがって、条項、字句、数字、その他の整理は、議長に委任することに決定いたしました。

日程第25 同意第13号 上天草市教育長の任命につき同意を求めることについて 日程第26 同意第14号 上天草市教育委員会委員の任命につき同意を求めることにつ いて

- ○議長(園田 一博君) 次に、日程第25、同意第13号及び日程第26、同意第14号を議題といたします。本案について、提案理由及び議案内容の説明を求めます。 市長。
- **〇市長(堀江 隆臣君)** 議案書の33ページをお願いいたします。あわせて、委員等の同意等 議案に関する資料1ページをお願いいたします。

同意第13号、上天草市教育長の任命につき同意を求めることについて御説明いたします。 現教育長であります高倉利孝氏が令和2年7月1日をもって任期満了となります。高倉氏は、 長年の学校教育現場での経験はもとより、社会教育にも精通をされており、人格も高潔で、現在 も本市の教育行政の長として多大なる御尽力をいただいていることから、引き続き、本市の教育 長に任命をしたいので、議会の皆様の同意を求めるものでございます。

同意を求める者の氏名は、高倉利孝。住所、生年月日、経歴等につきましては、議案書及び別 紙資料に記載のとおりでございます。なお、任期は令和2年7月2日から令和5年7月1日まで の3年間でございます。

提案理由といたしましては、教育長の任命については、地方教育行政の組織及び運営に関する 法律第4条第1項の規定により、議会の同意を得る必要があります。

これが、議案を提出する理由でございます。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

議案書34ページをお願いいたします。あわせて、委員等の同意等議案に関する資料2ページをお願いいたします。

同意第14号、上天草市教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて御説明いたします。

現委員であります山下勝一氏が令和2年7月1日をもって任期満了となります。これまで本市の教育行政にご尽力をいただいておりますが、人格も申し分なく、教育に関しても高い見識を有しておられます。引き続き、教育委員会委員に任命をしたいので、議会の皆様の同意を求めるものでございます。

同意を求める者の氏名は、山下勝一。住所、生年月日、経歴等につきましては、議案書及び別 紙資料に記載のとおりでございます。なお、任期は令和2年7月2日から令和6年7月1日まで の4年間でございます。

提案理由といたしましては、教育委員会委員の任命については、地方教育行政の組織及び運営 に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を得る必要がございます。

これが、議案を提出する理由でございます。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

- 日程第27 同意第15号 上天草市職員懲戒審査委員会委員の選任につき同意を求める ことについて
- 日程第28 同意第16号 上天草市職員懲戒審査委員会委員の選任につき同意を求める ことについて
- 日程第29 同意第17号 上天草市職員懲戒審査委員会委員の選任につき同意を求める ことについて
- 日程第30 同意第18号 上天草市職員懲戒審査委員会委員の選任につき同意を求める ことについて

日程第31 同意第19号 上天草市職員懲戒審査委員会委員の選任につき同意を求める ことについて

○議長(園田 一博君) 次に、日程第27、同意第15号から、日程第31、同意第19号までの以上5件を一括議題といたします。

本案について、提案理由及び議案内容の説明を求めます。 市長。

○市長(堀江 隆臣君) 議案書その2の2ページから6ページをお願いいたします。あわせて、本日配付いたしました委員等の同意等議案に関する資料その2の1ページから7ページをお願いいたします。

同意第15号から第19号、上天草市職員懲戒審査委員会委員の選任につき同意を求めること について御説明いたします。

地方自治法施行規定第16条第1項の規定により設置しています上天草市職員懲戒審査委員会の委員について、5人のうち2人は市職員、3人は学識経験を有する者から選任することとなっております。今般、任期満了となったため、新たに5人を選任するものでございます。

選任する委員の氏名は、市職員として、宇藤竜一、井手口隆光、学識経験を有するものとして、 静谷正幸氏、船﨑秀幸氏、平田美智子氏でございます。

住所、生年月日、経歴等につきましては、議案書及び別紙資料に記載のとおりでございます。 なお、任期は令和2年7月1日から令和4年6月30日までの2年間となります。

提案理由といたしましては、職員懲戒審査委員会委員の選任については、地方自治法施行規程 第16条第3項の規定により、議会の同意を得る必要があります。

これが、議案を提出する理由でございます。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

日程第32 諮問第 1号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて

日程第33 諮問第 2号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについ て

日程第34 諮問第 3号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについ て

- ○議長(園田 一博君) 次に、日程第32、諮問第1号から、日程第34、諮問第3号までの以上3件を一括議題とします。本案について、提案理由及び議案内容の説明を求めます。市長。
- **〇市長(堀江 隆臣君)** 議案書35ページから37ページをお願いいたします。 諮問第1号から第3号、人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて、諮問

させていただきます。

今回の提案は、人権擁護委員の任期満了に伴い、候補者を法務大臣に推薦するに当たり、議会 に意見を求めるものでございます。

諮問を求める者の氏名は、再任の濱邊志恵氏、塚田久美子氏、新任の緒方雅文氏でございます。 住所、生年月日、経歴等につきましては、議案書及び別紙資料に記載のとおりでございます。 任期は、令和2年10月1日から令和5年9月30日までの3年間です。

提案理由といたしましては、人権擁護委員の候補者を推薦する場合は、人権擁護委員法第6条 第3項の規定により、議会の意見を聞く必要があります。

これが、この議案を提出する理由でございます。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

- 日程第35 報告第 1号 令和元年度(平成31年度)上天草市一般会計予算繰越明許 費繰越計算書の報告について
- 日程第36 報告第 2号 令和元年度(平成31年度)上天草市国民健康保険特別会計 (事業勘定)予算繰越明許費繰越計算書の報告について
- 日程第37 報告第 3号 令和元年度(平成31年度)上天草市水道事業会計予算繰越 計算書の報告について
- 日程第38 報告第 4号 令和元年度(平成31年度)上天草市下水道事業会計予算繰 越計算書の報告について
- **○議長(園田 一博君)** 次に、日程第35、報告第1号から、日程第38、報告第4号を行います。執行部から説明を求めます。

まず、報告第1号を総務部長。

○総務部長(宇藤 竜一君) よろしくお願いいたします。

議案書38ページをお願いいたします。

報告第1号、令和元年度(平成31年度)上天草市一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告 について御説明いたします。

地方自治法施行令第146条第2項の規定により、繰越明許費に係る歳出予算の経費を翌年度 に繰り越しましたので御報告いたします。

1ページを御覧ください。

15(款)総務費は、阿村出張所改修事業を繰越し、35(款)農林水産業費は、合津地区排水整備事業ほか9件を繰り越し、40(款)商工費は、前島地区総合開発事業を繰り越しております。45(款)土木費は、岩谷地区急傾斜流末水路整備工事ほか9件を繰り越し。

2ページを御覧ください。

50 (款)消防費は、上天草市総合防災マップ改訂事業を繰り越し、55 (款)教育費は、中

南小学校屋内運動場大規模改修事業ほか5件を繰り越しております。60(款)災害復旧費は、 現年発生農地等災害復旧事業ほか6件を繰り越しております。

3ページを御覧ください。

令和2年度への繰越総額は9億5,886万7,433円となりました。

以上で報告を終わります。

よろしくお願いいたします。

- ○議長(園田 一博君) 次に、報告第2号を、健康福祉部長。
- **〇健康福祉部長(坂田 結二君)** よろしくお願いいたします。

議案書39ページをお願いいたします。

報告第2号、令和元年(平成31年度)上天草市国民健康保険特別会計(事業勘定)予算繰越 明許費繰越計算書の報告について御説明いたします。

地方自治法施行令第146条第2項の規定により、繰越明許費に係る歳出予算の経費を翌年度 に繰り越しましたので御報告いたします。

別冊繰越計算書1ページを御覧ください。

10 (款)総務費は、国民健康保険システム改修事業を繰り越し、令和2年度への繰越額は 179万5,200円となりました。

以上で、報告を終わります。

よろしくお願いいたします。

- ○議長(園田 一博君) 次に、報告第3号を、水道局長。
- **〇水道局長(山本 一洋君)** よろしくお願いいたします。

議案書40ページをお願いいたします。

報告第3号、令和元年度(平成31年度)上天草市水道事業会計予算繰越計算書の報告について御説明いたします。

地方公営企業法第26条第1項の規定により、予算に定めた建設改良費を翌年度に繰り越しま したので、同条3項の規定により御報告いたします。

別冊を御覧ください。

中央配水地構築工事1億6,660万円、県道満越城本線小瀬戸地区仕切り弁設置工事130万円、中央配水地構築工事施工管理業務委託料913万円、大潟ポンプ場発電設備設計業務委託270万円を適正工期の確保のため、令和2年度へ繰り越しております。

以上で、報告を終わります。

よろしくお願いいたします。

- ○議長(園田 一博君) 次に、報告第4号を、建設部長。
- **〇建設部長(小西 裕彰君)** よろしくお願いします。

議案書の41ページをお願いします。

報告第4号、令和元年度(平成31年度)上天草市下水道事業会計予算繰越計算書の報告につ

いて御説明いたします。

地方公営企業法第26条第1項の規定により、予算に定めた建設改良費を翌年度に繰り越しま したので、同条第3項の規定により御報告いたします。

別冊の報告書の1ページをお願いいたします。

まず、関係施設建設改良費に定めていた予算の繰り越しについて御説明いたします。

下水道ストックマネジメント計画に基づく管渠工事実施設計業務につきまして、計画に関する諸条件対象範囲の検討に期間を要したため、920万円を繰り越しております。

次に、下水道ストックマネジメント計画に基づく管渠工事につきましては、前述の実施設計業務の成果に基づいて工事を実施することから、これらも1,232万9,000円を繰り越しております。

続きまして、処理場施設建設改良費に定めていた予算の繰り越しについて御説明いたします。

処理場再構築実施設計業務につきまして、計画に関する諸条件対象範囲の検討に期間を要した ため1,320万円を繰り越しております。

次に、処理場耐震対策工事につきまして、前述の実施設計業務の成果に基づいて工事を実施することから、これらも1,895万8,000円を繰り越しております。

以上で、報告を終わります。

よろしくお願いいたします。

○議長(園田 一博君) 以上で、報告は終わりました。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

明日2日から8日までは、議案研究のため休会し、次の本会議は6月9日の午前10時から議 案質疑及び委員会付託となっております。

なお、質疑をされる方は、2日の正午までに通告書の提出をお願いいたします。また、一般質問をされる方は、3日の正午までに通告書の提出をお願いします。

本日は、これにて散会いたします。お疲れさまでした。

散会 午前11時53分